

令和4年度 第3回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会 議事録

1 日 時 令和4年9月5日（月） 13時30分～16時30分

2 場 所 十勝総合振興局 2階 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)
副部会長	谷 昌幸	(帯広畜産大学 グローバルアグロメディシン研究センター教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	金子 ゆかり	((有) 金子設計事務所 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社) 帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	正保 里恵子	(帯広大谷短期大学社会福祉学科教授)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	寅尾 昌史
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	青木 鐘三
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	平田 渉
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	長尾 知幸
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	平泉 龍也

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「ツルハドラッグ北見大通店」(北見市)の法第5条第1項(新設)の届出について
- ・ 「(仮称)ツルハドラッグ浦幌店」(浦幌町)の法第5条第1項(新設)の届出について
- ・ 「網走交通株式会社 三輪ビル」(北見市)の法第6条第2項(変更)の届出について

6 議事要旨

(1) 「ツルハドラッグ北見大通店」(北見市)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○出入口付近の駐車スペースについて

- ・ 出入口③付近の1番、2番目の駐車スペースについて、入庫車との交差が懸念されるため、当該部分を使用しないようにした方がよいのではないか。

既に白線を引いてしまっているため、コーンを設置し、利用ができないようにすることを確認。

○国道側出入口(出入口①、②)の右折入出庫について

- ・ 出入口①、②については右折入出庫禁止の表示を設けているが、現実的に右折入出庫を制限することは難しい。また、出入口①は近くに歩道橋があり、死角が生じやすく、事故が多い状況となっていることから、国道に面している出入口をそれぞれ入口専用、出口専用に変更することが望ましい。

駐車場規模が43台と小さく、入口、出口に分離しなくとも安全性や処理能力に問題はないと考え、北見警察署からの指導に基づきながら、周辺の交通状況に配慮して右折入出庫禁止と案内することとしていることを確認。

なお、中央分離帯等の設置については、11月3日に北海道開発局北見道路事務所、北見警察署交通課、北海道警察本部交通規制課に相談した結果、「開店後に事故が多発するような状況が発生し、交通規制をかける必要があると判断される場合には、公安委員会と道路管理者が交通協議を行い、中央分離帯やセンターポールの設置を検討する。」との回答があり、現時点で中央分離帯等の設置は不要と判断されたことを確認。

また、駐車場出入口に係る関係法令については、駐車場法施行令第7条第3項において、「自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の路外駐車場にあっては、自動車の出口と入口を分

離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上とすること」とされており、今回の店舗については、駐車場面積が6,000㎡未満のものであることから、出口と入口の分離は不要と判断。

イ 質疑・確認

(部会長)

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら発言をお願いします。

(B委員)

出入口①と②は右折入出庫禁止ということで左折入出庫となるということであり、右折の入庫は届出6ページの図3で見ると、西側の道路を右折して出入口③から入ることになると思う。そうになると、この幅員も8mとそこまで広くなく、建物の隣地境界ギリギリに建っているような感じであるので、右折の車がすべてこの通りを通ることはどうなのかと少し疑問に思ったが、全体の駐車台数がそれほど多くはないということで心配はないのかもしれないが、その国道からの回り道が渋滞するようなことがあった際には、また考え直していただいたほうが良いと思う。

(事務局)

承知した。

(A委員)

同じ話題であり、このような回答をされてしまうと、この審議会の意味がわからない。例えば、これは入出庫禁止の表示をすると書いているが、どこに書いているのか。

(事務局)

写真資料の出入口①の右側の写真に写っている。

(A委員)

常識的に考えて、出庫する人はその表示を見るが、入庫の人はどこを見ると思われるか。普通に考えると、出入口のところに右折入出庫禁止と書かれていて、国道西側から来て右折する車はそれが見えないと思われる。今後、車社会、高齢化が進んで、ますます事故などのトラブルが多くなることを考えて、一市民としての意見を言っている。このようにするといった言葉面だけを見て、どのようにしたら右折入庫しようとしている車はそれを読み取れるのかと思う。

こういったことをずっと言っており、すごいと思っている例として、室蘭の部会での入口出口を分けてうまく運用しているものがあるということで、意見を出しているが、ここで回答されている内容は非現実的なものとなっている。

以前の部会で質問事項が出て、確認していただいたのはありがたいが、我々の意見がどこに反映されているかということで、看板を立てるとは言っても、右折で入出庫されてしまうと思われる。

我々は入口出口を分け、センターポール立てて右折入出庫を禁止しようと言っており、むしろ守るためにはどうしようと進言しているのに、進展がないと感じる。

(部会長)

写真資料を見る限りは、右折侵入ご遠慮くださいと書いている看板を設置しており、歩道から写真を撮っているので見えるが、問題は右折で入る車の位置からどれだけ見えるかということだと思われる。

(A委員)

そのとおり。

看板の向きを見ると、曲がった瞬間に見える角度になっており、曲がる前に見えるものになっていない。実行力のある動線、ルール作りをしていただきたい。

(部会長)

先ほどの駐車場法の部分で面積要件から入口出口分離はしなくてもよいとなっており、法を超えての話とはならないとは思いますが、今の論議の内容を事業者に伝えていただき、実際に運用が始まってから、看板の見え方、大きさ、向きなどを検証して対応していただきたい。

(事務局)

承知した。

(部会長)

他に意見等ありますでしょうか。

(D 委員)

利用者の立場からすると、右折がダメとなったときに出入口③があるということがわからないのではないかと思う。例えば、どこかに「奥の入口からお入りください」というような表示をしたりするとよい。

加えて、右折入出庫禁止の看板についても、これであると、設置したので審議を通してほしいという様に見えてしまう。利用者のために設置するものであるのもので、事業者は良いと思っても利用者は果たしてそうなのかを考える必要がある。国道 39 号線沿いであり、来客は多いと思うので、もう少しわかりやすい手法があるのではないかと思う。利用者側からすると随分と使いにくい看板だと感じる。

(部会長)

事務局から事業者には委員からそういった懸念が強く示されたとお伝え願いたい。

(事務局)

承知した。

(部会長)

他の意見はいかがか。

(E 委員)

このような問題が継続しているとしたら、改善した後に右折入庫の有無の調査や確認などはしていないのか。

(事務局)

部会として、公式には行っていないのが実情となっている。

(E 委員)

同じことを繰り返して話しているとのことであつたので、違うアプローチや対策を検討しなければ、毎年同じ話を繰り返すのではと疑問に思った。

(部会長)

どうしてもこの審議会の建付けが変更、新設の届出段階でのチェックになっている。本当であれば、今おっしゃったように事後の確認も必要であると思うが、部会としては権限がない。そのため、大店立地法を司る北海道において、特に新設の店舗については、通り掛けに少し様子を確認する程度で構わないので見ていただければありがたい。

他にいかがか。

(C 委員)

利用する人のメリットと見えてしまうかもしれないが、これは事業者にとってのメリットでしかないと思う。利用者のことを考えて、安全確保のためにやることであるので、審議会から出た話に対して真摯に対応しているということは企業のイメージアップにもつながり、利益にもつながるということを事業者の説明していただいて、理解いただいた上で先行投資してもらえるように働きかけていただければ。

(部会長)

各委員の話は理解いただけたと思うので、まずは事業者にその内容を伝えていただき、これでよしとするのではなく、意見も委員から出ているので、看板の大きさや向きの問題についてしっかり伝えていただければ。

他に何かありますでしょうか。

(C 委員)

確認だが、前回の審議会で出入口③付近の駐車スペースが危ないということで使用しないこととしていただけたということであつたが、2 台分のスペースが減ってから 43 台から 41 台になったということではよろしいか。減った場合は届出の数値的に減らすことはしなくてよいのか。

(事務局)

同一敷地内において、駐車スペースを移動させるよう、設置者に伝える。

(部会長)

他にはよろしいか。

それでは、委員からも意見等が出たところではありますが、答申にあたり意見を取りまとめたい。

(事務局)

<答申案読み上げ>

(部会長)

今回の答申には付帯意見を付ける方向でいかがか。

先ほどの論議であった、右折入庫禁止という看板はあるが非常にわかりづらいという懸念が示されたので、運用状況を確認し、必要があればしっかりと措置を講じていただきたいというような内容でいかがか。

(委員全員)

<意見なし>

(部会長)

それでは、答申案については、事務局において作成したものを各委員にメールなどでお知らせしていただければと思う。

(D委員)

審議会からの意見としては、回答があった内容では安全に対する配慮が足りないと思うものであるため、その辺りを留意した答申の文章を作成していただきたい。

(B委員)

北見警察から駐車場に防犯カメラを設置できないかとの話に対し、外向きの防犯カメラを設置するという回答をしており、そのカメラで右折入庫がどの程度あるのかは把握できると思う。その方法で看板の認知度などが検証できると思われるので、その辺りも事業者伝えていただければ。

(部会長)

ただいま委員から答申の内容に関する意見も出たので、そこを加味した内容で答申案を作成していただきたい。

それでは次の案件に移りたい。

(2)「(仮称) ツルハドラッグ浦幌店」(浦幌町)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○店舗に設置する照明について

- ・光害、虫害を防ぐための措置として、虫が寄り付かないような種類の照明などを設置するのか。

店舗正面に昼白色のLED投光器を設置する予定であり、自然に最も近い色の昼白色のため、まぶしくはないと予想され、店舗側から駐車場に向けて照射することを計画しているが、道路には向けないように調整することを確認。

なお、虫害用の照明ではないが、LEDは熱の発生が少なく、白色のものは紫外線量が蛍光灯の約1/200程度であり、虫が寄りつきにくいとされていることを確認。

○学童注意の看板設置について

- ・近隣に中学校があり、生徒が店舗前の道路を通る可能性があると思われるが、学童注意の看板などを設置するのか。

「歩行者注意」の看板を出入口の辺りに設置するということを確認。

なお、近隣には高齢者も多いということから、学童に限定せず、広く注意喚起するための表記であることを確認。

○出入口の入口出口の分離について

- ・出入口が2カ所あり、交通量が少ないためにも右折入庫等を禁止しないとのことであるが、ニコットの出入口が近くにあり、入出庫時の安全性を向上させるために入口と出口をそれぞれ専用として設けることは検討しているか。

ニコットの出入口との間隔は道路設置者と協議し、指導通り低下部間隔7本以上に定めており、店舗規模や交通状況を鑑みても入口出口に分ける必要はないと考えており、万が一、店舗開店により、頻繁に渋滞や事故が発生する事態となった場合には、出入口の用途の再検討を行うことを確認。

イ 質疑・確認

(部会長)

それでは委員の皆様から意見等についてご発言をお願いします。

(A委員)

仮説ではあるが、出入口②から出庫しようとしている車がいた時に、南側から来る車がニコットに入ろうとして左折ウインカーを出して走ってきた際に、事故が起きてしまうことが考えられる。南側を入口、北側を出口とそれぞれ専用にするれば、そういったことが防げて安全に利用できると思うが、どういった理由で問題がないと判断できるのか。

(事務局)

出入口としての利用か入口出口専用のどちらが良いかは当方では判断が難しい。

(B委員)

ニコットの出入口についても航空写真で見ると1カ所しかなく、こちらはどうも出来ないとして考えると、今回隣地に設置するツルハとしては、少しでも安全に配慮するとなると、入口出口を分けた方がよいのかもしれないと思う。

(事務局)

ニコットについては北側にも道路に面した出入口があり、そちらからも出入りできるようになっている。

(C委員)

前回欠席してしまったので確認したいが、今回の店舗は駐車台数もギリギリで狭い印象であるが、冬に除雪した雪をためる場所をどこにするとして考えているのか。

また、搬入の際には4tや2tのトラックが営業時間にも結構頻繁に出入りするようであり、一般車両と搬入車両との動線を共有しなければならなくなると思われるが、そのあたりの安全配慮はどうなっているのか。

加えて、調剤室横に扉がついているが、この扉は使わないということによろしいか。搬入中に急に扉を開けて誰かがでてきたりしないようになっているのか。

(事務局)

駐車場の数について、2-4ページを確認いただきたいが、雪の堆積場所として、店舗沿いの南側の駐車スペース3台分を確保しているとともに、南側のスロープ近くにも堆雪場所を確保している。そのため、従業員駐車場として設けられている5台分のスペースを確保している。

(C委員)

そうすると、冬季間従業員はバスで通うといったことになってしまいかねないとも思われ、現実的ではないと思う部分もある。

また、そのスペースに雪を置いて搬入車両にとって危なくなってしまうたりはしないのか。頻繁に排雪するという事なのか。

(事務局)

計画的には除排雪をするとされている。

なお、常に42台の駐車場が埋まっていることを想定した計画ではないためとも思われる。

また、調剤室横の出入口については一般出入口としては使えないようにしているとのことだが、非常用のものであるのかについては確認できていない。基本的な出入口は店舗正面入り口1カ所と聞いている。

(部会長)

他にいかがか。

入口出口の話について、事業者として何か理由があって出入口としているのかもしれない。この審議会では入口出口で区分した方がスムーズかつ間違いも起こりにくいと考えているが、事業者として出入口とした方が良いという明確な理由があるのかが見えないために、委員各位から意見として出ていると思う。

(A委員)

答申は別だとしても、今、部会長がおっしゃった内容について、今後、審議会で議論するにあたって、ぜひ、参考として聞いてみていただければ。

(部会長)

ツルハはあちこちに店舗があるので、そこで例えば入口出口に分けたケースがあって、その時にどういった問題があったというようなことがあれば、審議会としても勉強したい。

答申とは別個で構わないので、事業者の話を聞いてみて欲しい。

(事務局)

承知した。

(部会長)

他になにかありますでしょうか。

それでは、ツルハドラッグ浦幌店の内容につきまして、答申案に移りたい。

(事務局)

<答申案読み上げ>

(委員全員)

<意見なし>

(部会長)

それでは、答申は答申としてよろしいかと思うが、先ほどの話の中で何点か確認いただきたい事項が出ているので、それについて確認し、後程情報をいただきたい。

(事務局)

承知した。

(3)「網走交通株式会社 三輪ビル」(北見市)の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局より、案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○併設施設に係る駐車場の算定について

・駐車場台数の算出根拠について確認していただきたい。

届出書13ページの「指針に基づく必要駐車台数当の算定」において、併設施設の駐車場台数の係数について算定しており、当該店舗に係る併設施設の割合は13.75%となり、割合が2割を超えない

ことから、小売店舗部分の面積に対応する必要駐車台数の内数として考えていることを確認。

○スシローの待ち時間について

- ・寿司店は外での順番待ちなどがあり、駐車台数が不足するのではないか。

飲食店の来店ピーク時間帯（12 時頃と 18 時頃）と小売店の来店ピーク時間帯（14 時頃）が重ならないことから、駐車場が不足することはないと考え、また、届出駐車台数の他に 65 台分の駐車場があり、万が一、混雑する場合にはこれらの駐車スペースに案内することを確認。

○駐車場の利用時間について

- ・駐車場の利用時間について、変更後は午後 9 時までとなっているが、実際スシローは午後 11 時まで営業している様子であり、利用時間の設定について確認したい。

大店立地法における届出の開閉時刻は小売業店舗を対象としているが、スシローの閉店後 11 時 30 分頃に駐車場が全閉鎖となることを確認。

○店舗西側駐車場について

- ・店舗西側の駐車場が縦のマスになっているが、グーグルマップで見ると、前進して斜めに入っていく駐車場になっており、これを真っすぐのマスにすると物理的に幅が足りないと思われるので確認していただきたい。

図のとおり北側から南側への一方通行とすることですれ違いが発生しなくなり、幅は問題なくなると考えていることを確認。併せて、車路には 2 カ所程度、一方通行路面標示を施工することを確認。

○ホームセンター坂本との敷地境界について

- ・隣にホームセンター坂本があり、現状は行き来できるようになっていたが、クリニック、飲食店、眼鏡店が出来た時には、敷地境界はどのようなになるのか。

三輪ビルとホームセンター坂本の敷地境界については、フェンス等により、車、歩行者ともに通行できない状態となることを確認。

○サンキ棟の 2 階について

- ・サンキ棟の 2 階について、今後どのような形態で使用するのか。

今後とも使用する予定はなく、テナント等の誘致もしないことを確認。

イ 質疑・確認

(部会長)

ただいまの三輪ビルの説明につきまして、各委員からご意見等あればお願いします。

(C 委員)

今説明のあった、西側駐車場について、軽自動車の使用を想定しているのか。奥行が 4m、幅が 2.3 m の駐車マスになっているが、一般的にはこの大きさだと車のはみ出してしまうのではないかと。その他にも従業員用駐車場なども奥行 4m しかないのか、これは一般的には狭くて考えられない駐車場と思うがどうか。

(B 委員)

この西側駐車場と一方通行にするとのことで標示をするとあるが、変更前は斜め駐車になっていて、車の間が 7.6m となっていたが、今回は直角で止めて車の間が 6m、駐車マスの奥行が 4m ということは普通乗用車でも小さめのものを想定しているのかと思う。ここは前回の審議会でもすれ違うには幅が狭いのではないかと意見が出ていて、それに対しての回答として一方通行にするということかと思ったが、出入口③と②は右折左折両方の入庫が認められているので、もし、出入口③から入ってきた車がいったら、北側の店舗入口に近いところに止めようとするお客様がほとんどだと思い、そうすると北側に進んでいってしまうのではないかと懸念している。そのため出入口③が出口専用といったことであれば納得できるのであるが、出入口とするのであればこの一方通行の路面標識はそぐわないのではないかと。それなら、直角駐車よりも前方斜め駐車の方が、出入口②から入ったときには出

るときに出入口③から出るという流れができると思われる。そのため、どちらかにしたほうがよいと考える。

(A 委員)

現状としては、斜めの駐車マスとなっているのか。それとも直角の駐車マスとなっているのか。

(事務局)

現状は斜めであり、変更後は直角となっている。

(C 委員)

台数をカウントする時に軽自動車専用であってもカウントしても良いものなのか。

(A 委員)

駐車マスの最低基準はあるのではないかと。C 委員がおっしゃったように 4m の長さのマスであると普通乗用車にしては入りづらいものとなる。

(B 委員)

この部分に直角に駐車マスを設けて、間の幅が 6m になった時にはすれ違えなくはないと思うが、もし大型の車が駐車していたとしたら、後ろ部分がはみ出してしまって、危険だと考える。

この辺りについてはもう少し整理した方がよいのではないかと思う。

(D 委員)

一般的な駐車マスの大きさは 5m × 2.3m とされている様子。

そのため、4m しかないということは軽自動車しか止められないことだと思われる。

(部会長)

軽自動車の専用マスの 1 台としてカウントしてもよいのかは、法律の決め事の話となっていると思われる。

(B 委員)

つまりは、出入口③が入出庫可能とした時に一方通行の表示をした時に反対に進んでしまう車が出てしまう可能性があるということと、そもそもの駐車マスが適正なのかということは精査しなければならない。台数を確保するために軽自動車の駐車マスにしたということであれば、届出外のマスを減らしてでも駐車マスを増やせるのではないかと思う。

(D 委員)

サンキの入口は北側にあると思うが、南側に車を止める来店客はよくいるのか。

(事務局)

何度か店舗を見に行っているが、南側の駐車場はほとんど使われていない。

(D 委員)

以前の審議会では話が出ていた気がするが、西側のピックアップの駐車場も経営者が同じであるとかで使うこともできるので、大丈夫という話をしたと思う。

(E 委員)

実際は駐車場を一杯に使うことを想定していないと思うが、自分が申請者だったら、もし敷地を別に持っているのであれば、従業員駐車場は別に用意していると思う。

軽自動車駐車マスを建物に張り付けて並べているよりは、そのマスを普通の大きさにして、従業員用の駐車場の部分を車路にした方がよいのではないかと。

(B 委員)

西側駐車場のどちらか片面だけを駐車場にするというのはよいと思う。

(事務局)

届出外の駐車マスを斜めにしないということか。

(B 委員)

向かい合わせにしないという意味。

(A 委員)

変に一方通行にしない方がよいと思う。

(B 委員)

片面の駐車場にするなら出入口③を出入り可能にしなければおかしいことになる。

(E 委員)

よっぽどのことがない限り南側駐車場は使わないと思う。出入口③は搬出入の出入口ということになってしまうと思われる。

(部会長)

この案件については、事業者を確認してもらわなければ材料不足でこの場では判断しかねると思う。

(事務局)

一方通行をなくすということと、西側の届出外駐車マスを消すということではどうか。

(E 委員)

必要台数を確保できるように従業員駐車場を設けなくて、例えば、従業員用駐車場を別に用意することをしてでも、利用者が使いやすいような寸法の駐車場を用意して、一方通行とかではなく、使やすく安全性が確保できるような計画をした方がよいのではと思っている。

事業者としても、法律に合わせて提出するのだとしても説明ができるようにしていただきたい。

(部会長)

この案件についてスケジュールとしては、大丈夫か。

(事務局)

質問のあった事項については、今、事業者を確認をとらせていただいている。

今後のスケジュールであるが、予定している次回の審議会での三輪ビルに関する答申まで決めることができればスケジュールとしては問題ない。

(A 委員)

届出上、駐車場利用時間は午後 9 時 30 分までとなっているが、スシローが午後 11 時 30 分までという説明があったが、駐車場の閉鎖時間については、大店立地法の中では、若者などが蟻集しないように店舗が閉店後速やかに施錠することとなっていたと思う。

つまりは、届出上の駐車場の閉鎖時間は午後 9 時 30 分であるが、実際には 11 時 30 分まで開いているということになってしまい、これは本当によいのか。

過去の案件では、飲食店が併設されていても、その飲食店回りの出入口だけ開けるが、他は閉めておくということがあった。

(事務局)

確認する。

(事務局)

先ほどのご意見について、事業者を確認がとれたので、ご報告する。

西側駐車場の従業員駐車場は設けず、なくすということを確認した。

次に、サンキに沿っている軽自動車用駐車マスとなっている部分は全て、普通乗用車が入れるような幅で設けることを確認した。

営業時間終了後の南側駐車場の出入口③の閉鎖については、南側駐車場に止めるスシローの利用者も少ないがいる可能性があるため、午後 9 時 30 分以降も開けるとのことであった。仮にこのスペースで蟻集などが問題となった際には、すべての駐車場を閉鎖するとの回答があった。

(事務局)

補足として、A 委員からのご質問で、スシローは午後 11 時過ぎまで営業しているにも関わらず、届出上は駐車場閉鎖時間が午後 9 時 30 分となっていることの是非についてであるが、現行上はあくまでも届出上の駐車場利用時間は小売店舗の営業終了に合わせて届け出ってもらうということになっている。

先ほど話にあった、飲食店近くの出入口以外は閉鎖するという過去の案件については、音更町にあるものであると思われるが、それについても届出上は駐車場閉鎖時間が 22 時となっている一方で、飲食店は 24 時間営業となっている。そのかわり、飲食店の周りをチェーンで囲って飲食店周辺の駐車スペースだけを利用することとしている。

(A 委員)

その考えでいうと、この三輪ビルの案件についても同じことをしなければならないのではないか。

サンキ側の出入口①は開けておくが出入口②、③は閉鎖して、南側駐車場に車は止められないようにするというところをすれば、今の説明のあった案件と同じとできる。

先ほどの、届出上は午後 9 時 30 分に閉鎖するとあるが、実際は 11 時過ぎまで開けているという話は納得できる説明になっていない。

問題があったら対処すると言っているが、問題が発生する前に対策を講じてもらわなければいけない。

(B 委員)

出入口③を閉めない理由はなにか。

出入口①、②だけ開けて、スシロー周辺の駐車場だけ確保し、出入口②から南側の駐車場はバリカなどで閉鎖するといったことを行えば、納得できるような気はする。

全部の駐車スペースを午後 11 時 30 分まで解放するとすると、出入口③に近い住宅の騒音について調べ直さなければならなくなると思う。

(D 委員)

例えばであるが、届出書 29P の騒音関係前提の概要に括弧書きなどでスシローと入れて、営業時間は午後 11 時までとしておくことはできないのか。

(C 委員)

そうすると、B 委員がおっしゃったように騒音レベルの予測結果が昼間しか書かれていないので、届出の出し直しになってしまうと思われる。

そうしたくないのであれば、夜間に南側に来店客が入らないように何らかの対策をしてもらわなければならないと思う。

(部会長)

見た様子では、出入口③付近の駐車場は遅い時間は目が届きにくく、交通量が少ないと思われるので良いことに使われないような感じはある。委員の皆様の懸念はそこだと思う。

それであれば、スシローの近辺だけ駐車できるようにして、他の部分は届出に書いている時間に合わせて閉鎖してもらえればというのが、皆さんの考えだと思う。

(A 委員)

そうすると、夜間の騒音発生はないという記載は変えなければいけなくなると思う。

南側に住宅があり、駐車場が近くにあるので、ドアの開閉音を計測しなければならなくなる。先ほど、D 委員がおっしゃったように正直に届出に書くという方法でも良いとは思いますが、夜間騒音に対する配慮は絶対に必要になる。これは多少の手直しでは済まないかもしれないが、その辺りは見直していただく必要があると思われる。

(部会長)

事務局から事業者にも、南側駐車場を開けることとなれば騒音などの新しい要因が発生するという話をしていただきたい。事業者にも事情があるのかもしれないが、意見があったように、出入口③は届出上の時間で閉鎖してもらい、スシロー側の駐車場は先ほどの話のように取り扱っていただければ。

(E 委員)

南側駐車場は従業員が車を止めていて、従業員が帰るためには出入口③は開けておかなければならないということなのだろうが、出入口②から南側には行けないようにするのが良いのでは。

(A 委員)

ただ、サンキの営業時間内に南側に車を止めて、スシローに行って帰るときに時間が遅くなって出入口が閉められていたとなってしまうが、一方で出入口③を開けると住居周辺で蟻集の問題があるから、本来は出入口③を閉めたいということになる。

(E 委員)

釧路の店舗などで、この時間になったら、どこの出入口が閉鎖されるというアナウンスが入り、時間になったら行き来できなくなるということがあるので、そういった努力をするのはどうなのか。

(部会長)

表示もして、かつ来店客に告知をするということは良いと思う。

それでは、今、各委員から出た意見は、事業者と話していただいて、理解を得られるのであれば、対応していただきたい。

(事務局)

承知した。

それでは、本案件に係るご質問については事業者を確認する必要があるということになったので、次回審議会までに事業者に対応について確認し、ご報告したい。

(部会長)

各委員それでよろしいか。

(委員全員)

<意見無し>

(部会長)

それでは、そのようにしていただくということで、本日の答申は見送りとさせていただきます。

これで、本日の案件は全て終了となったので、事務局にお返しする。

(4) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり